

盲導犬による視覚障害者の歩行支援

神作 博*

盲導犬による視覚障害者の歩行は法的支援を受けて、行動範囲は広がりつつある。しかし、盲導犬を育成・供給する社会システムが未だ十分でなく、不本意ながら使用希望にわずかずつか応えられない状況が続いている。歴史も古く、盲導犬先進国といえるドイツ、イギリス、アメリカなどに比して、日本の現状は盲導犬不足が著しく、現在895頭が活躍しているのみである。盲導犬訓練の諸過程、使用者が歩行に際して遭遇する諸問題に触れ、国際盲導犬学校連盟の活動にも触れた。

Support for Visually Impaired Pedestrians Using Guide Dogs

Hiroshi KANSAKU*

Recent legislation has allowed the use of guide dogs by visually impaired pedestrians in a wide range of places. Despite this fact however, the system for training and supplying guide dogs is still inadequate and at the moment, can only meet the needs of a few people at the time. Compared to the leading countries of this field such as Germany, the UK and the US where guide dogs have a long history, Japan's shortage is quite obvious—only 895 dogs are currently in service. This paper looks at the processes involved in the training of guide dogs, the various obstacles faced by their owners during outings and the activities of the International Federation of Guide Dog Schools for the Blind.

1. 盲導犬による歩行支援の歴史

1-1 外国における状況

歴史を遡ると13世紀頃の中国やヨーロッパの絵画の中に視覚障害者を連れてくる犬が描かれていることが報告されている。

近世になって1819年にドイツのウィーンでカトリック神父のヨハン・ウィリアム・クラインが犬（ブ

ードルとシェパード）の首輪に細長い棒を付けて訓練し、実際に案内させることに成功したが、これが盲導犬の始まりと言われている。

1916年、ドイツで失明した軍人のために盲導犬訓練所を設立、これが盲導犬の本格的始まりとなる。1923年、第一次世界大戦などで失明した軍人のため、ドイツに盲導犬を育成するための学校が設立された。その他の国、すなわち、スイス、イギリス、フランス、オーストリアなどの国々においても盲導犬育成事業は早くから始められていた。

1929年、アメリカで警察犬の実用化を研究するためにヨーロッパに滞在中であった米国人が盲導犬の活躍に関心を抱き、スイスの盲導犬学校を訪問し、研究の後に帰米、ニュージャージー州モリスタウン

* 中京大学心理学部教授、全国盲導犬施設連合会会長、中部盲導犬協会会長

Professor, School of Psychology, Chukyo University
President, The Japanese Federation of the Guide Dogs Associations

President, The Chubu Guide Dogs Association of Japan
原稿受理 2002年10月8日

にザ・シーイング・アイ盲導犬育成学校を設立した。

1 - 2 日本における状況

我が国では1957年、塩屋賢一氏らにより、国産盲導犬第1号として「チャンピイ」が訓練された。

1967年、厚生省の許可で日本盲導犬協会設立。以降、1971年東京盲導犬協会(現アイメイト協会)設立、日本ライトハウスが盲導犬訓練所を併設、1972年札幌盲導犬協会(現北海道盲導犬協会)設立。1974年、栃木盲導犬センター、1975年中部盲導犬協会設立。

1978年、道路交通法の改正により、盲導犬に関する規定がなされ法的に認知された。車両の一時停止や徐行の義務により道路通行上の保護も受けている。また、通達で盲導犬のバス・タクシーへの乗車が認められる(自旅第105号の2など)。

1981年、厚生省が旅館・飲食業界への盲導犬受け入れについての理解を求める通達を出す(環指第12号、環自施第344号)。1983年、関西盲導犬協会、福岡盲導犬協会設立。1991年、運輸省がホテル・旅館業界へ盲導犬受け入れを求める通達を出す(国振第95号)。1994年、全国で8ヶ所の盲導犬施設が協力し合い、「全国盲導犬施設連合会」を組織。

1995年、盲導犬使用者(ユーザー)によって「全日本盲導犬使用者の会」が発足する。続いて1997年、日本盲導犬協会神奈川訓練センター、2000年、兵庫盲導犬協会、2001年、日本盲導犬協会仙台訓練センターが発足する。

2. 盲導犬育成の現状と問題点

2 - 1 盲導犬育成の現状

盲導犬はその使用を希望する人に対し、基本的には無償貸与される。

現在、盲導犬を伴う視覚障害者は通行上の法的支援を受け、行動の範囲をかなり広げつつある。しかし、後述のように、先進諸外国に比し、活躍中の盲導犬の絶対数は少なく、日本全国でも総数895頭といった現状である(平成14年4月、全国盲導犬施設連合会)。

国内で1年間に育成・供給される盲導犬は全国で計約100頭と少ない。それに加えて、盲導犬の活躍年数が10~12年と短く、常に一定数高齢で引退する盲導犬が存在する。いっぽう、ユーザーの方は30~40年と使用必要期間が長い。盲導犬喪失ユーザーへの補充貸与を優先すると実働数は微増に止まっているのが現状である。

このような状態から盲導犬の使用を望む人が多い

のにもかかわらず、長い期間なかなか供給できない状況が続いている。

2 - 2 盲導犬育成の問題点

前記の状況を解消するためには一挙に盲導犬育成数を増加させることであるが、それは次のような諸事情がからみ、不本意の状態が続いている。

- (1)盲導犬訓練施設および訓練士の数が少なく、かつ現在使用中の諸施設も狭い。
- (2)このような状態の原因には経済的基盤の脆弱さがまず挙げられる。現在、公的資金の援助はほぼ10%であり、大半は社会の人々の寄付・募金によっている。労力的にもボランティアに負うところがほとんどである。
- (3)一頭当たりの育成にかなりの費用を要する。現在、約250~300万円である。
- (4)子犬の繁殖・供給のシステムが確立していない。
- (5)子犬の値段の高いこと。市場価格では1頭20万円以上もすることがある。
- (6)子犬の個性の多様性に対応する訓練プログラムなどの確立が不十分である。
- (7)盲導犬育成事業全般に関わる長期計画ならびに管理面・運営面、職員・訓練士の育成・処遇面、ボランティアへの対応、新しいボランティアへの働きかけの面等々に関し、まだ十分な態勢・体制が確立されていない。

3. 盲導犬の訓練プログラム

3 - 1 盲導犬の犬種

日本ではラブラドル・レトリバーが多く使われているが、他にシェパード、ゴールデン・レトリバー、ラブラドルとゴールデンの一代雑種なども使われている。世界ではボクサーなど他の犬種も活躍している。これらの犬種に限らず盲導犬に適した適性と身体の大きさがあればどんな犬でも使われる。

3 - 2 パピーウォーカー(子犬の飼育委託)制度

子犬は、生後50日前後になるとパピーウォーカーの家庭で約10ヶ月間育てられる。その目的は、子犬がパピーウォーカーの家族の豊かな愛情に触れ、家庭内における生活のルールや社会環境を学習し、明るく健康に、将来盲導犬として落ち着いて行動できるように育てられることである。

パピーウォーカーに必要な条件としては次の諸条件が挙げられている。

- (1)現在、犬、猫などのペットを飼っていないこと。
- (2)常に誰かが家にいて子犬の世話をすることができ

ること。

- (3) 毎日、1時間くらいは一緒に屋外を歩いて、いろいろな環境に慣らすことができること。
- (4) 毎日手入れができること。
- (5) 家庭に小学生か中学生の子どもがおり、手のかかる幼い子どもはいないこと。
- (6) 飼育に関する費用を負担することが可能なこと。但し、医療費の限度は5万円。(中部盲導犬協会での適応)
- (7) 飼育日誌を書いたり、定期的に報告書を提出したり、当協会の講習会に参加できること。(中部盲導犬協会での適応)
- (8) 愛知県、三重県、岐阜県近郊に住んでいる人であること。(中部盲導犬協会での適応)
- (9) マンション、共同住宅に住んでいないこと。
- (10) 室内での飼育が可能なこと。
- (11) 犬(できれば大型犬)の飼育経験があること。(中部盲導犬協会での適応)

3-3 盲導犬の訓練

パピーウォーカーのもとでの10ヶ月にわたる飼育が終了すると、その子犬は盲導犬訓練センターに引き揚げられ、次の選択を受ける。

1) 盲導犬としての適性による選択

約1ヶ月にわたり、次の各項目について入念にチェックがなされ、適性犬としての選択がなされる。

- (1) 体格において標準的な体高は55cm、体重は25～30kg位が適当であり、人間の身長や体格に合うこと。
- (2) 身体は健康であり、体型は均整がとれ長時間歩いても疲れないうスタミナがあり、歩くスピードが安定していること。
- (3) 性格が明るく健全であること。
- (4) 他の動物や人に対して攻撃性がなくやさしいこと。
- (5) 人や動物、環境に対して強い警戒心がなくないこと。
- (6) 人の声によく反応して喜びを表し、親しみのあること。
- (7) 火花や雷など突然の音に怯えないこと。
- (8) 何事も積極的にいき、元気ではあるが、はしゃぎすぎないこと。
- (9) 集中力があり、喜んで訓練を受ける学習能力があること(キョロキョロと辺りを見つめ、落ち着きがなく動き回る犬は適さない)。
- (10) 身体に触れても落ち着いていること。
- (11) 他の犬に対して強い興味を示さないこと。
- (12) ユーザーと歩行することが嬉しく、ユーザーにほ



Fig. 1 ハーネスを付けた盲導犬

められることを喜びとする犬であること。

- (13) ユーザーの命令に従わず勝手な行動をとるタイプの犬ではないこと。
- (14) 車や船に酔わないこと。
- (15) 臭いとりに激しくないこと(臭いに関心の薄いことは盲導犬には良い)。
- (16) 無駄吠えをしないこと。

なお、参考までに盲導犬にとって不適性とされる特性を挙げてみると次のとおりである。

- (1) 興奮性が強く、落ち着きがない
- (2) 神経質で、吠え、うなる
- (3) 犬、猫など他の動物に対して敏感すぎる
- (4) 車の排ガスを嫌う
- (5) 音に対して敏感すぎる
- (6) 臆病すぎる など

2) 各段階の盲導犬訓練

適性犬として選択された犬に対する訓練は次の各段階を追って実施される。

基本訓練...約1ヶ月間

ユーザーの命令に従うこと、日常生活で行儀良くすること等、盲導犬としての基礎訓練をする。

[服従訓練]

「座れ」「伏せ」「待て」「来い」などのユーザーの命令に従うことを教える。

[歩行訓練]

引き綱による歩行で、集中力を養い街の中をまっすぐに歩くこと、交差点や角での停止・発進・横断や階段昇降、地下鉄や雑踏の中での歩行、レストランや喫茶店での待ち方などを教える。また、ごみ箱、駐車場の自動車、自転車、歩行中の障害物の回避、歩道のない道路の横断、方向転換(直進、右左折、交代)、田舎道の歩行、公共交通機関の利用と行動なども教える。

誘導訓練...約4ヶ月間

ハーネス(胴輪)を着用して(Fig.1)障害物を回避

すること、段差のある道路で立ち止まってユーザーに教えること、交差点で止まること、階段の昇降等でユーザーを誘導することなど、の訓練を行う。

[応用訓練]

基本訓練を応用し、ユーザーを正確で安全に誘導できるように、さらに犬の判断力を高め適応力を養う。

[不服従訓練]

ユーザーが命令したことで、それが危険な場合は命令に従わずユーザーの安全を守る行動がとれるような判断力を養う。

[目隠し訓練]

目隠しをした訓練士を誘導させることによって、盲導犬としての能力をテストする。この訓練で誘導ミスがある場合には修正・再訓練をし適性をチェックする。

仕上げ...約1ヶ月間

前記の基本訓練および誘導訓練の仕上がりをテストし、チェックする。そしてなお問題点があれば再訓練を行う。

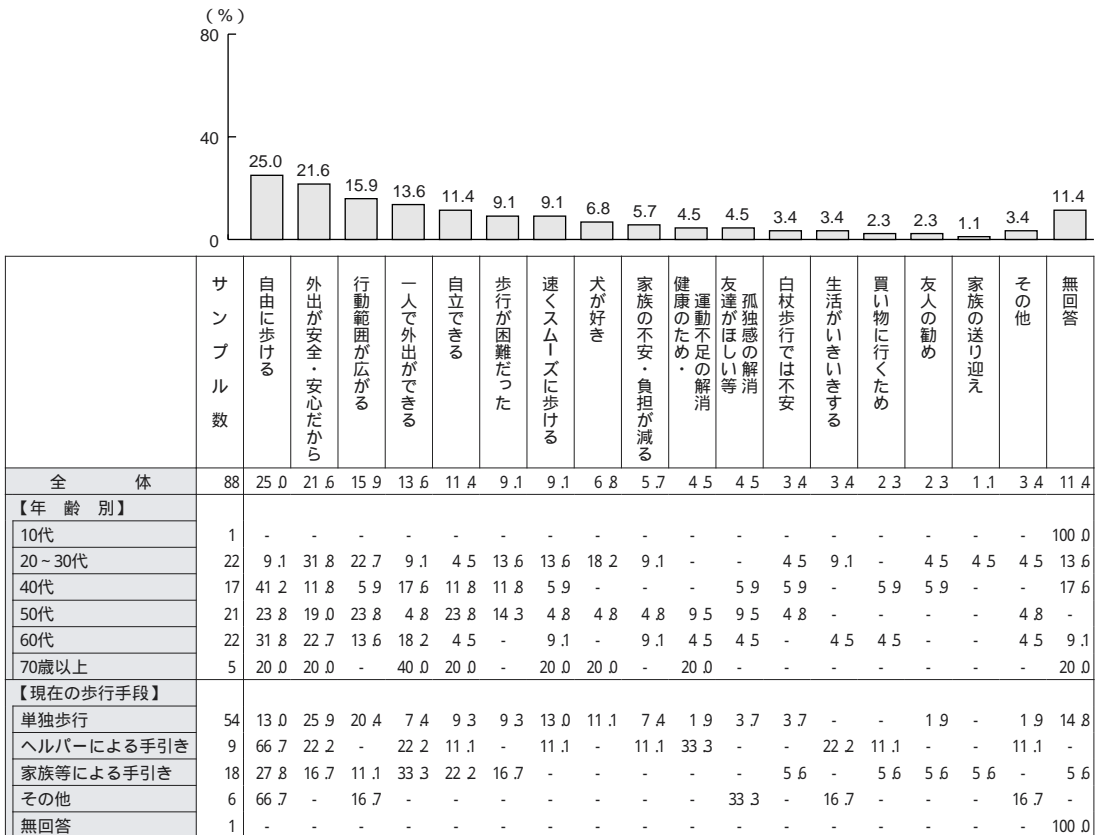
現在我が国の平均では、10頭のうち3～4頭が盲導犬に合格し、あとの6～7頭は残念ながら盲導犬になれない状況にある(各盲導犬訓練センターによって差異は存在する)。

盲導犬は、視覚障害者の生命を託すものなので、厳正なテスト、審査を繰り返して合否を決定する。

なお、残念ながら盲導犬になれなかった犬については、若干は各盲導犬協会で見学者と共に過ごすことをしたり、啓蒙普及活動に従事したりする犬もあるものの、大多数はパピーウォーカーのもとへ帰ったり、ボランティアのもとへ家族の一員として引き取られ、最後まで可愛がられているのが現状である。これらの犬はすべて優秀であり、十分な訓練・しつけが施されているので、その後の飼育を引き受けた人々からは好評を得ている。

また、盲導犬の訓練で使用される言語は30語くらいであるが、もっと多くの命令語は理解可能のようである。特に、服従訓練では「Sit = すわれ」、「Down = 伏せ」、「Wait = 待て」などのように指示語として英語を用いているが、訓練施設によっては日

Table 1 盲導犬を希望した理由⁷⁾



本語を、また、日英語双方を使用するところもある。

4. 視覚障害者の歩行指導

訓練が終了し、盲導犬としての最終テストに合格すると、ユーザーとなる視覚障害者が決定され、そのユーザーとの共同訓練に入る。

初めて盲導犬を持つユーザーは盲導犬と約4週間、2頭目以降の場合は2～3週間、寝食を共にし、信頼関係と愛情を深めながら、盲導犬と歩行するときのコントロール方法、健康管理などを学ぶわけである。

ユーザーの歩行指導は基本訓練とユニット訓練、学習指導に分かれる。

基本訓練

ハンドワークと呼ばれる盲導犬のコントロールのために必要な命令や歩行方法、街の構造、自動車に対する交通感覚を学習する。また、ユーザーと盲導犬が親しくなり、お互いの信頼感を高めるための学習もする。

ユニット訓練

ユニット訓練では、盲導犬と共に次のような歩行訓練を行う。

- ・安全なコースによる歩行訓練
- ・難しいコースによる歩行訓練

これに加えて、買い物、バスや地下鉄の利用などの応用歩行訓練を行う。

学習指導

学習指導は、次のような各項に関して行われる。

- ・より安全な歩行指導について
- ・盲導犬の性格、指導、健康管理について
- ・残存感覚活用について

それに加えて、アフターケアとして盲導犬貸与後も最良の状態でも長期間使用するための指導、相談についてきめ細かくアドバイスが行われる。

5. 盲導犬ガイドによる視覚障害者の歩行の実際

5-1 盲導犬を希望した理由

視覚障害者は環境認知の障害のゆえに歩行・移動が困難であり、社会的には対人接触の範囲も狭く、物事に対する興味・関心度も低くなりがちである。しかし、当事者はそれで十分であるとは考えていないことが次の調査結果から垣間見ることができ(Table 1参照)。

盲導犬の希望者が盲導犬を希望した理由をみると、「自由に歩ける」(25.0%)、「外出が安全・安心だか

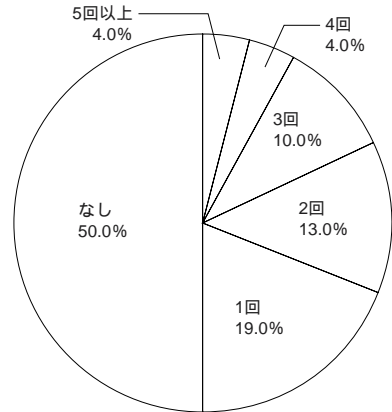


Fig. 2 鉄道駅ホームからの転落事故経験

ら」(21.6%)、「行動範囲が広がる」(15.9%)、「一人で外出できる」(13.6%)、「自立できる」(11.4%)などがあり、現ユーザー、元ユーザーどちらとも同様の項目が挙げられている。また年齢が若いほど、盲導犬を使用することによって生活や活動の範囲を広げ、自立していきたいと考えており、年齢が高くなると、外出の安全・安心を求めていることがうかがえる。さらに、白杖などによる単独歩行を行っている人は、盲導犬を使用することによって外出の安全・安心を高めて、行動範囲を広げたいと考えている。手引き歩行を行っている人では、盲導犬を使用して一人で外出し、自由に歩けるようになりたいと考えている人が多くなっている。

5-2 視覚障害者の外出時の危険性

視覚障害者が社会進出をはかろうとするとまず、心配されるのは歩行中の交通安全である。Fig.2はこれに関する調査結果の一例である。

5-3 盲導犬の使用状況

1) 現用の盲導犬の数とユーザーの状況

国内の盲導犬実働数は現在約900頭である。盲導犬の使用条件である全盲の視覚障害者は約14万人で、使用者の割合はわずか0.5%にすぎない。

日本盲導犬協会によれば、年齢や住宅環境、他の障害との重複などで盲導犬が使えなかったり、家族や本人が犬を好まなかったりするなどの理由で、盲導犬を希望するのは全体の1割程度(約1万4千人)と推定される。しかし、その数からみても推定使用希望者の5.6%と不足している現状が浮かびあがる。

2) 盲導犬の利用資格

盲導犬の使用を希望したからといって誰でもが希望をかなえられるものではない。盲導犬の利用資格

というものがある。それは、視覚障害者のパーソナリティ、心身の健康状態、家族、住居などの内部環境、地域環境を考慮して決定される。なお、次の諸条件も合わせて有することが必要となる。

- (1)年齢18歳以上の男女で、視覚障害の程度1級の者であり、盲導犬との歩行に支障ない健康体であること。
- (2)積極的に盲導犬を活用し、社会に参加する意欲のあること。
- (3)盲導犬訓練センターで1～2ヶ月間盲導犬との共同訓練を受けることができること。
- (4)盲導犬に愛情を持ち、責任を持って健康管理が行えること。

3) 盲導犬希望者の属性

盲導犬を希望し、申し込みを行った視覚障害者(以下、「盲導犬希望者」と略称)の性別は、男性47.7%、女性51.1%で、ほぼ同じ割合になっている。

また、年齢についてみると、60代が最も多く25.0%、次いで50代が23.9%、40代が19.3%、30代が15.9%となっており、希望者の平均年齢は50.1歳である。

4) 盲導犬が貸与されるまでの待機期間

現在使用中の盲導犬が貸与されるまでに待機した期間をみると、各盲導犬育成施設や時期において差異はあるものの全国平均で1年未満が67.3%と最も高い。以下、1～3年が22.7%、3～5年が3.7%となっており、平均すると1.5年で貸与されていることになる。

5) 盲導犬の使用実態

盲導犬の現使用者の使用状況をみると、「ほぼ毎日使用している」が82.9%と極めて高く、「ときどき使用している」を合わせると96.1%に達する。これには性別や年齢による大きな差はみられない。

6) 盲導犬使用の効用

盲導犬使用により視覚障害者にさまざまな効用が生じる。それらは次のとおりである。

a) 行動範囲の拡充

盲導犬の使用により、視覚障害者の屋外の移動の際に生じやすい、自動車事故、路上放置物による怪我などの危険を避けることができる。これにより、日常生活、職業生活の向上を図ることができる。また、歩行スピードも単独歩行時の3～4倍になる。

b) 独立心の向上

家族に頼らず、盲導犬と好きなところに自由に行動することが可能となるため、人に対する気兼ねと依頼心が無くなり、独立心が旺盛になる。

c) 健康の増進

身体を動かすことの少ない視覚障害者は、筋力・体力の低下により、不健康になりがちである。しかし、盲導犬と共に行動することにより健康の回復が図られる。

d) 不安感の解消

視覚障害者は一人になりがちであるが、犬との信頼感が増し、生活が明るい楽しいものになるにつれて、一人であるという不安が解消される。また、盲導犬を通じ友人ができるなど人間関係も広がる。

5 - 4 盲導犬を伴う視覚障害者の歩行・行動に関する法的支援およびその法的根拠

1) 概要

昭和53年(1978年)の道路交通法の改正を機に、盲導犬に関する規定がなされた。

その中で視覚障害者は、車両の一時停止や徐行の義務により、通行上の保護を受けている。また、視覚障害者は白杖が、政令で定めた盲導犬を連れていなければならないというものである。政令で定めた盲導犬とは、国家公安委員会が指定した法人*によって訓練され、白または黄色の用具(ハーネス)を付けたものときめられている(道路交通法施行令)。

しかし、身体障害者福祉法や社会福祉事業法などの福祉関連法では、盲導犬およびその訓練施設を規定するまでには至っていない。

我が国での盲導犬とその育成普及事業は、視覚障害者の社会参加の機会を増大させ、その生活をより豊かなものにさせてきたといえる。それにもかかわらず、盲導犬が社会に十分に認識され、受け入れられているという状況であるとは言えない。このようなことに関して、各省庁からもさまざまな業界団体に通達が出され、電車やバス、タクシーなどへの乗車や、飲食店や宿泊施設、公共住宅などの立ち入りにつき、法律上の規定や各種の通知が出されている。以下に、これらの盲導犬に関する各種通知を記す。

前記の各通達の概要を各省庁(当時の省庁名にて示す)ごとに示すと次のとおりである。

a) 運輸省

1978年の通達で、盲導犬を連れた視覚障害者の乗合バス乗車を認めるよう指示している。また、1986年には、乗車の際に盲導犬は口輪を必要としないこと。但し、乗客の理解が得られない場合には、口輪

* 現時点では、第1章「盲導犬による歩行支援の歴史」に記載した国内諸施設。

装着を求める通達を出す。

b) 厚生省

盲導犬はペットなどとは社会的役割が異なるため、旅館、飲食店は盲導犬を伴った視覚障害者の施設利用を受け入れてもらうよう、1981年に通達している。さらに、1991年には障害者の社会参加促進を進め、地域社会で援助を行って欲しいとの通知が出されている。

c) 環境庁

1980年の通達で、国民宿舎などの休暇施設は、盲導犬を伴う視覚障害者の利用に充分協力することと指導している。

d) 建設省

通達ではないが、1973年に建設省住宅局長から各都道府県知事宛に、視覚障害者が盲導犬の利用を希望する場合には、公営住宅も盲導犬を受け入れるように依頼されている。

なお、盲導犬はユーザーの身体の一部と見なされ、自動車損害賠償責任保険法の対象となっている。

2) 現在の法的支援

前記の法的支援を経て、平成14年5月22日、「身体障害者補助犬法」および「改正障害者基本法」が国会で成立し、同年10月1日より施行されている。

この法案により、身体障害者が公共施設や公共交通機関などを利用する場合、盲導犬、聴導犬、介助犬の同伴を拒めないこととなった。民間でも不特定多数の人が利用する施設、店舗は平成15年10月からこれら補助犬の同伴を拒めなくなる。

5-5 盲導犬との社会における共存

盲導犬を同伴する視覚障害者の社会進出が増加する趨勢にあるが、社会の人々の援助も必要な事態が生じたり、あるいはまた、社会の人々と盲導犬との共存の状況も多々予想される。

ここでは盲導犬と出会った際の注意点を記すことにする。

- (1) ハーネスを付けて視覚障害者と歩行している盲導犬は“ 仕事中 ” なので、むやみに声を掛けたり、撫でたり、呼んだりしないこと。
- (2) ハーネスは、盲導犬とユーザーとの意志をつなぐ大切なものである。これは盲導犬がユーザーを誘導するためだけでなく、ユーザーの指示を伝えたり、盲導犬の様子や道の状態などを知らせたりもするなどの役割があるので、ハーネスには絶対に触れないこと。
- (3) ユーザーが横断歩道などで困っているような場合

には、積極的に声を掛けること。周囲の状況から安全を判断して、横断の命令を出してはいるものの、交通量の多い信号交差点などでは、横断するのに時間を要することがある。心配そうに眺めているだけでは、目の見えないユーザーには分からない。勿論場合によっては「手助けはいらない」と言われることもあるが、それは本人が援助を必要としていない場合なので、「そうですか、それではお気をつけて」と言うくらいの感じで、決して無理強いはいしないこと。

なお、誘導を求められた際には、ハーネスを持って犬を引っ張るようなことはせずに、ユーザーの後から言葉で方向を教えるか、ユーザーの右側（犬が左側なので）に立ち、自分の左肩か左腕を持たせて案内するようにする。方向を教えるときには、時計の文字盤（正面なら12時、右斜めなら2時など）を読むように方位を示すと、方向が伝わりやすくなる。

- (4) 盲導犬はレストラン、ホテル、公共施設デパートなどに出入りすることができるが、時には盲導犬に対する情報が不足していたり、よく理解されていなくて断られたりもする。もし、盲導犬が入店するのを断られているような場面に会ったら、店員に理解してもらい、盲導犬が入店できるようにするのが良い。そうすることで盲導犬は社会に受け入れられるようになる。Fig.3のようなステッカーの貼付されている店等はよく理解されている店である。
- (5) 盲導犬はユーザーの都合で待つこともある。盲導犬が一頭でいるとかわいいため、つい触ったりする者もいるようであるが、待っているときも“ 仕事中 ” であるから、静かに見守っていることが大切である。

6. 盲導犬に関わるエピソード



Fig. 3 盲導犬等の受け入れを表わすステッカー（現在使用中のもの）

盲導犬に関わるエピソードのうち、忘れることのできないものは、「サーブ」の功績ならびにサーブに関わるいろいろの出来事・人の動きにあると思われる。

サーブの功績とは次のようなことである。昭和57年(1982年)1月、小雪の朝、岐阜県郡上郡美並村の国道156号線の道路上で暴走車にひかれそうになったマッサージ師の視覚障害者を守ろうとしてはねられ、後日に左前足を切断するほどの重傷を負ったがユーザーの方は軽い怪我で済んだ。

我が身を呈してのこの行為は一躍全国に伝えられ、多くの人々に感動と勇気を与えた。『がんばれ！盲導犬サーブ』(手島悠介作、講談社刊)はベストセラーとなり、テレビドラマ化され、演劇でも上演されて、盲導犬への理解を広めることになった。このことは海外へも伝えられ、アメリカテキサス州知事からは「テキサス名誉犬」の称号を贈られた。

サーブの姿は銅像になり、JR名古屋駅前に建てられ、そこを通る人々の敬愛的となっていた。ところが数年前よりのJR名古屋駅の大改装により周囲の状況から目立たぬ存在へと変貌してしまった。平成14年、この状況を悲しみ、残念がる人々の声が大きくあがり、マスコミや名古屋市議会でも取り上げられ、名古屋市長の裁断により、名古屋市中心部の栄地区へ2003年2月12日に移転された。

このような視覚障害者への社会の人々の支援の心情を示すもろもろの行動は「歩行ガイド支援」の局面から“人生”における、また“社会”における人々自身の「心のガイド」となっていることの証左と受け取れよう。このサーブの心、行為を結晶化し後世へ伝え、次の世代の人々の育成を図るため、サーブを育てた財団法人中部盲導犬協会では、平成3年以来、「サーブ記念文学賞」(会長：戸川幸男氏(動物作家))の制度を設け、児童向けの作品を全国から募集し、優秀作品を単行本として出版し、全国の学校はじめ各図書館等に配本する外郭事業を2年おきに実施している。毎回全国から多数の応募作品が寄せられて盛況であり、既に5冊が上梓されている。

7. 盲導犬育成に対する支援活動の社会への諸影響

前記のとおり、盲導犬育成事業は社会の広い支持により、寄付・募金・ボランティア活動に支えられて今日を迎えている。

この現状は経済的基盤の脆弱さの基因につながることにはなるものの、次のようなもろもろの社会的

影響を招来する役割・場・チャンスともなっている。
 人間愛、動物愛護精神湧出、育成
 企業・団体・組織の社会奉仕事業の焦点化
 一種の社会的カタルシス(精神的浄化)効果の生起
 個々の人々の良心の発露
 共通・共同作業等を通じての人間関係形成
 個々人に対する一種のアニマルセラピー的効果の経験
 個々人の社会的活動の経験 など

8. 盲導犬国際事情

8-1 各国における盲導犬の活躍状態

盲導犬は、現在20数カ国で活躍中である。アメリカでは約10,000頭の盲導犬が働いている。この国では盲導犬は自然に受け入れられているが、公民権法や白杖法などの法律で、盲導犬ユーザーの権利が守られている。すべての州で「法律」によって視覚障害者が盲導犬を伴ってレストランやホテルを利用し、また公共の施設や交通機関を利用する権利があることが認められている。さらに個人および法人がこの権利を侵害した場合の罰則も設けられている。

イギリスでは1996年現在、働いている盲導犬は約4,000頭。この国には盲導犬に関する法律はない。それにもかかわらず、人々はごく自然に盲導犬ユーザーを受け入れている。まさに伝統に根ざした“大人の社会”という印象である。盲導犬に対する社会の理解も深く、比較的トラブルも少ないと言われている。

その他、ドイツは約1,800頭、フランスは約600頭、オーストラリア約450頭などである。

育成・使用などのシステムはほぼ同じであるが、イギリスやアメリカは犬を家族の一員として受け入れる伝統や、盲導犬に対する社会の深い理解が根付いており、民間からの寄付の規模も大きいため普及が進んでいるのが実態である。

各国の盲導犬数を10万人当たりの普及数で見ると、最も高いのはイギリスで約6.9頭であり、ついでアメリカ3.8頭、ドイツ2.2頭、オーストラリア2.2頭の順で続き、フランス1.0頭、日本のそれは0.6頭と低いことが見て取れる。

盲導犬事業の先進国イギリスでは、毎年600頭余の新しい盲導犬が育成されていると報告されている。

8-2 国際盲導犬学校連盟の発足と活動

国際盲導犬会議が1973年にフランスで、1976年にロンドンで開催された。その後、1983年のウィーン、

1986年、1988年と2回のイギリスでの会議を通じ準備がなされ、1989年に国際盲導犬学校連盟(The International Federation of Guide Dog Schools for the Blind)が本部イギリスで有限会社として法人化された。

この連盟では、「情報交換」の他、「盲人が使用する盲導犬の繁殖及び訓練の組織化・運営についてのガイドライン」の改訂に携わり、その他、「犬の権利基準」「犬の質、精液交換、繁殖及び訓練犬の供給、共同繁殖、仔犬の飼育」「犬のスタッフ、パピーサービス、クライアントの評価、インストラクターの育成」などを扱っている。この連盟には26カ国、76施設が加盟しており(2001年現在)、活発な活動を展開中である。

[謝辞]

本稿は、全国盲導犬施設連合会事務局長、中部盲導犬協会常務理事、河西光同訓練センター所長の助言をえてまとめられたものである。深甚の謝意を表す。

参考文献

- 1) ホームページ:財団法人中部盲導犬協会<http://www.tcp.ip.or.jp/~chubu/>
- 2) ホームページ:財団法人日本盲導犬協会<http://www.jgda.or.jp/>
- 3) The International Federation of Guide Dog Schools for The Blind:2001 Yearbook ,2001
- 4) The International Federation of Guide Dog Schools for The Blind:News letter ,Feb . 2002
- 5) 財団法人中部盲導犬協会『盲導犬 Question & Answer』平成14年
- 6) 財団法人福岡盲導犬協会『盲導犬Q & A』平成7年
- 7) 全国盲導犬施設連合会『盲導犬ハンドブック』平成14年(日本財団助成)